

随意契約ガイドライン

令和4年4月

中野市 総務部 企画財政課

目 次

1	はじめに	1
2	随意契約とは	1
3	留意すべき事項	1
4	随意契約ができる場合	2
	(1) 少額の契約	2
	(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	2
	(3) 福祉施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	4
	(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入れ等の契約をするとき	6
	(5) 緊急の必要によるもの	6
	(6) 競争入札に付することが不利なもの	7
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	9
	(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	9
	(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき	10
5	随意契約の公表	10
6	資料（随意契約の事務手順等）	11

（制定：令和元年12月3日）

（改正：令和2年3月24日）

（改正：令和2年8月21日）

（改正：令和4年4月25日）

1 はじめに

はじめに、本ガイドラインは、普通地方公共団体の契約は競争入札が原則であることを認識したうえで、例外である随意契約を行う場合において、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断することにより、公正性、経済性、適正履行の確保を図り適正な契約をすることを目的とする。

2 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、競争入札に比し、手続きが簡略であり、相手方の資力、信用、技術、経験等能力を熟知のうえ選定することができることから、その運用さえ良ければ長所を發揮するが、いったんその運用を誤ると相手方が固定化し、しかも契約自体が情実に左右され、公平・公正な取引を失い弊害が生じやすいので慎重な配慮が必要とされ、競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分認識し、安易に随意契約とすることなく、随意契約とする理由が法令の規定に合致しているか十分留意する必要がある。

随意契約には、単数の者から見積書を徴する「特命随意契約」（1者随契）と複数の者から見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」（指名競争見積合わせ）がある。2つのいずれかが適用されるかについては、地方自治法、同法施行令やその業務内容を基に適正に判断をしなければならない。随意契約の執行に当たっても競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者から見積書を徴するものとする。

3 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行うときは、次の点に留意することが必要である。

- ① 業務内容を熟知している、業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、建設時の事業者である、という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
- ② 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付すことが原則である。
- ③ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことはあってはならない。
- ④ 特命随意契約とする場合は、契約の相手方をその者にした選定理由を明確に説明する必要がある。
- ⑤ 随意契約を行う場合は、中野市財務規則第 118 条の規定により「見積書を徴する者を2人以上指名しなければならない」とされている（同規則第 118 条ただし書き以降の場合を除く）。

4 随意契約ができる場合

随意契約によることができるのは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号で定める次の場合に限る。

なお、各号について随意契約を行うことができる場合を例示するが、ここに例示するものは、随意契約の対象となる可能性のある事案を記載したものであり、実際に随意契約を行う場合は、適正かつ慎重に判断すること。

(1) 少額の契約

(地方自治法施行令 (以下「施行令」という。) 第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号は、金額の少額な契約について、事務の効率性の観点から契約の種類に応じた一定金額以外のものについては、随意契約とすることができるとされており、金額については、中野市財務規則第 117 条で次のように定めている。

契約の種類	予定価格
工事又は製造の請負（印刷製本等）	130 万円以内
財産（動産、不動産）の買入れ	80 万円以内
物件の借入れ（リース等）	40 万円以内
財産（動産、不動産）の売払い	30 万円以内
財産（動産、不動産）の貸付け	30 万円以内
前各号以外のもの（業務委託、役務の提供等）	50 万円以内

※ 本号に適用させるため、一括で発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注してはならない。

※ 特定の者に偏った発注とならないよう留意すること。

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。「その性質又は目的」とは、「契約の内容」と解され、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合など、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され競争入札に適しない契約の内容の場合に適用される。

- ※ 当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうか精査することが必要である。
- ※ 「業務内容に精通している」、「昨年も契約している」等の理由だけでは本号は適用にならない。
- ※ この号に該当する事由であるかは、個々の契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断する必要がある。
- ※ 本号と後述の6号との判断を誤ることのないよう確認すること。
- ※ 参考見積書等を活用して設計書が作成できる場合は、一般競争入札又は、指名競争入札で行うこと。

【工事等事例】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【物品購入・業務委託等事例】

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合（郵便葉書及び切手、収入印紙等）

- ② 契約行為を秘密にする必要がある場合（試験問題の印刷物の発注等）
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合（不動産の買入れ等）
- ④ 特定の者でなければ役務を提供することができない場合（特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等／埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合）
- ⑤ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合
- ⑥ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設、追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合
- ⑦ 市内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合
- ⑧ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしている者に委託する場合
- ⑨ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合

【共通事項】

- ① 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル方式）の規格競争によって契約の相手方を選定する場合
- ② 契約の内容、性質、目的等から予定価格の設定が困難な場合

(3) 福祉施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定

により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる。

この号による随意契約の対象となるのは、福祉施設関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合であり、工事契約は該当しない。

※ 「中野市の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に努めること。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入れ等の契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事契約や業務委託契約は該当しない。

市長の認定を受けたベンチャー企業（地方自治法施行令規則第12条の3により認定を受けた事業者）から新商品等を購入するときなどに、随意契約をすることができる。

(5) 緊急の必要によるもの

(施行令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

緊急の必要とは、天災地変その他非常緊急時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被る場合である。

- ※ 客観的性質からの緊急性が必要であり、事務処理が間に合わない等の事務の遅延というような理由では、本号を適用することはできない。
- ※ 緊急の対応を行わなければ、重大な市民生活等への影響が生じるおそれがあること。
- ※ 市民生活等への影響を考慮して判断するものであり事故や故障をもって、直ちに随意契約できるものではないこと。
- ※ 「競争に付す時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づいて説明できるようにすること。
- ※ 可能な場合には、複数の事業者から見積りを徴取するなど経済的合理性に留意すること。

【工事等事例】

- ① 緊急に施工が必要な工事であって、競争入札に付す時間的余裕がない場合
 - ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う工事
 - イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品購入・業務委託等事例】

- ① 災害時の緊急物資を購入調達する必要がある場合又は復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れをする必要がある場合
- ② 水道・下水道施設等の設備機能等の故障において、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合
- ③ 電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧の場合
- ④ 災害の未然防止に伴う資材運搬や警備、緊急点検業務等を実施する場合
- ⑤ 感染症発症時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料を買入れる場合
- ⑥ インターネット等により申請・申込等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧しなければ市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合
- ⑦ 特定機器（エレベーター、自動扉等）の故障に伴う応急復旧業務を実施する場合
- ⑧ 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務を実施する場合
- ⑨ 選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするものを調達する場合

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

「不利」とは、主に価格面の有利、不利であるが、それだけではなく、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定する必要がある。

【工事等事例】

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

- ② 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品購入・業務委託等事例】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった業務
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
- ② 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合
- ③ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合
- ④ 機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合

※ 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号は、見積相手が 1 者となる場合があり同項第 2 号と接近していると見受けられるが、同項第 2 号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項第 6 号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

※ 「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になることの判断も不確定であることから、本号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定する必要がある。

【工事等事例】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

【物品購入・業務委託等事例】

- ① ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- ② 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず落札者がいないときである。

なお、工事、物品購入及び業務委託で時間的な余裕がある場合は、一般競争入札においては、資格要件の緩和や設計書の見直し、指名競争入札においては、指名替え等を検討し、再度競争入札に付するものとする。

※ 本号を適用して随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、予定価格その他の条件を変更することはできない。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができる。

※ 本号を適用して随意契約を行う場合は、次順位の者に見積依頼することとする。

なお、その際、履行期限を除くほか、予定価格その他の条件を変更することはできない。

5 随意契約の公表

契約事務の適正化及び透明性を確保するため、次に掲げる条件により公表するものとする。

(1) 対象とする契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号、第6号、第7号、第8号、第9号により契約した特命随意契約（1者随契）とする。

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号については別に定める。

(2) 公表する内容

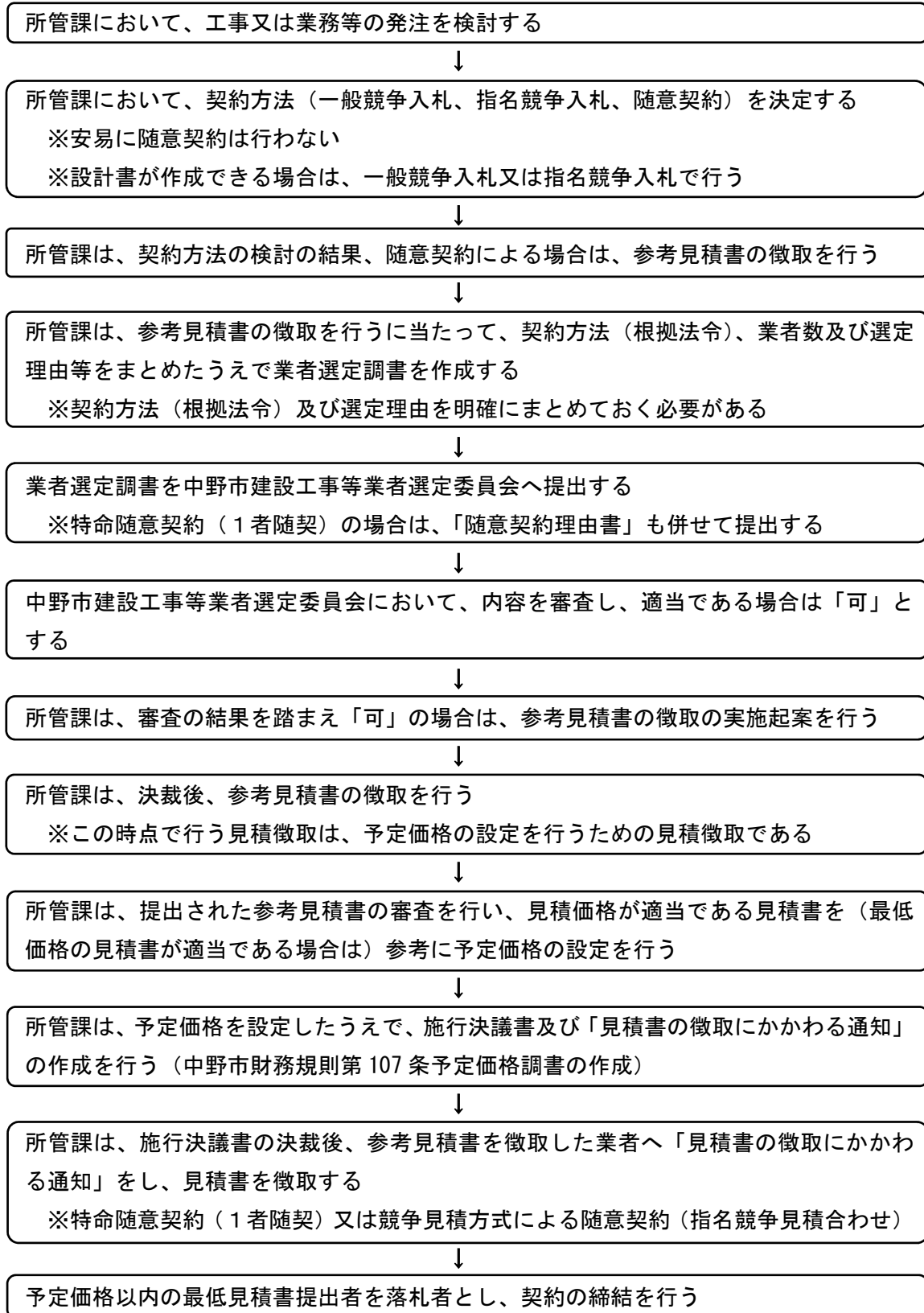
- ア 契約の件名
- イ 契約の概要
- ウ 契約の相手方の名称等
- エ 根拠法令
- オ 契約の相手方の選定理由
- カ 契約締結日
- キ 納入期限又は履行期間
- ク 契約金額（税込）

(3) 公表の時期

契約を締結した月を基準として、次の区分に応じて市公式ホームページで公表する。

- | | |
|----------------------|-----|
| 4月から6月までの間に締結された契約 | 7月 |
| 7月から9月までの間に締結された契約 | 10月 |
| 10月から12月までの間に締結された契約 | 1月 |
| 1月から3月までの間に締結された契約 | 4月 |

【少額の契約以外の随意契約の事務手順】



(随意契約理由書 記載例)

随意契約理由書(記入例)

		※番号
担当課	〇〇部〇〇課	
契約案件名	令和2年度 〇〇システム改修業務委託	
案件の概要	制度改正に伴い、〇〇基準額の見直しに係る対応として、既存の〇〇システムに所要の改修を行う。	
契約の相手方	所在地	〇〇市〇〇区〇〇番〇〇号
	名称・代表者	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
契約の相手方の選定理由	既存の電算システムとの密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設、追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるため。	
契約締結日	令和2年4月1日	
納入期限又は履行期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契約金額(税込)	1,500,000円	

※ 理由書作成の対象となる契約は、以下の特命随意契約（1者随契）です。

- ① 予定価格 130 万円を超える工事又は製造の請負
- ② 予定価格 80 万円を超える財産の買入れ
- ③ 予定価格 40 万円を超える物件の借入れ
- ④ 予定価格 30 万円を超える財産の売払い
- ⑤ 予定価格 30 万円を超える財産の貸付け
- ⑥ 予定価格 50 万円を超える前各号以外のもの（業務委託、役務の提供等）

※ 長期継続契約は総額、単価契約は支出見込額とする。

※ この随意契約理由書に基づき公表します。

(参考見積依頼 起案例)

回議用紙 (甲)

部
課

分類記号		保存区分	()	非公開とする部分・理由		公開可能時期
公開・非公開区	公開・非公開分	公開・部分公開・非公開				
市長	副市長	部長	主管課長	課長補佐	係長	起案: 年 月 日 起案者 職 氏名 ④ (庁内電話: 番)
事前合議		課外合議		課内合議		
市長	未・済	企画財政課長			文書番号	第 号
副市長	未・済	財政係長			決 裁	年 月 日
部長	未・済	管財係長			施 行	年 月 日
取扱区分		1 急		2 秘		3 公印省略
取 扱 区 分		1 急		2 秘		3 公印省略
件 名	〇〇業務委託に係る参考見積書の提出について					
(伺い)						
このことについて、〇〇業務委託の発注の参考とするため、下記のとおり参考見積書の提出を依頼してよいでしょうか。						
また、設計書については、提出された参考見積書を審査のうえ、見積価格が適当である参考見積書を参考に予定価格の設定を行うこととしてよいでしょうか。						
なお、ご決裁のうえは、第2案により施行してよいでしょうか。						
記						
1 業務名 令和〇年度 (業務名)						
2 業務内容						
3 見積依頼先						
4 見積書の提出期限						
5 予算措置						
※ なお、本業務に係る見積徴取先については、令和〇年〇月〇日開催の建設工事等業者選定委員会で決定を受けています。						

(参考見積依頼 例文)

年 月 日

各参考見積徴取業者 様

中 野 市 長

参考見積書の提出について (依頼)

このことについて、発注を予定しております業務委託の参考としたいので、下記のとおり参考見積書の提出をお願いします。

記

- 1 業務名 令和 年度 中野市〇〇〇業務委託
- 2 業務場所 中野市大字〇〇〇
- 3 業務内容 〇〇〇業務 一式
- 4 参考見積書提出期限 令和 年 月 日 ()
- 5 参考見積書提出先 〇〇部 〇〇課 〇〇係
- 6 予定履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 7 その他 (1) この依頼は、無料でご協力をお願いするものです。また、業務委託の参考とするためのもので、もし貴社が対応できない場合でも、不利益となることは一切ありませんし、ご協力いただいた場合でも、直接、契約に結び付く性格のものではありません。
(2) 内訳書の提出も併せてお願いします。
(3) 見積額には、消費税及び地方消費税を含めないでください。
(4) 参考見積書を提出されない場合であっても辞退届の提出は不要です。

〇〇課 〇〇係

課長：〇〇 〇〇 担当：〇〇 〇〇

電話 22-2111 (内線)

(見積徴取にかかわる通知 例文)

年 月 日

各見積徴取業者 様

中 野 市 長

見積書の提出について (通知)

下記事項を承知のうえ、見積書を提出してください。

記

- 1 見積の件名
(工事・委託・事業名)
- 2 工事・委託箇所名
(納入箇所名)
- 3 工事・委託完成期限 契約日から令和 年 月 日
(納入期限)
- 4 見積等の内容 別添仕様書のとおり
- 5 質疑の受付日 令和 年 月 日
及び場所 部 課 係
- 6 質疑回答の日 令和 年 月 日
及び場所 部 課 係
- 7 見積書の提出期限 令和 年 月 日
- 8 その他
 - (1) 見積りを辞退される場合は、辞退届(任意様式)を期限までに提出してください(郵送可)。なお、提出がない場合は棄権とみなします。
(棄権を3回しますと指名停止となります。)
 - (2) 令和 年 月 日までに連絡のない場合は、貴殿に決定しなかったものとしてご承知おきください。
 - (3) 見積額には、消費税及び地方消費税を含めないでください。
 - (4) 現地説明を実施いたしますので、お手数ですが、担当まで連絡をお願いします。

※ (4)は、必要に応じて明記してください。

〇〇課 〇〇係 課長：〇〇 〇〇 担当：〇〇 〇〇 電話 22-2111 (内線)
--